

令和3年（ヨ）第449号 老朽美浜3号機運転禁止仮処分申立事件
債権者 石地優ほか8名
債務者 関西電力株式会社

意見書

（争点項目案【修正版】について）

2022年（令和4年）5月16日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一
ほか



貴裁判所からの2022年（令和4年）4月26日付「争点項目案【修正版】の送付について」の「（別紙）」の「補足説明」の「1」に対する意見を述べる。

1 経過

債権者らは、2022年（令和4年）4月12日付上申書（争点項目案について）において、「第1 被保全権利」の項目に、新たに「1 原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険」を追加し、その内容として「(1) 原発の危険性の特質」、「(2) 原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険」、「(3) 主張立証責任について」、「(4) 審査する上で考慮すべきこと（老朽化（地震も含めた全体の総論））」を追加する旨の修正意見を提出した。

しかし、その後の貴裁判所からの2022年（令和4年）4月26日付「争点項目案【修正版】」では、上記債権者らの修正意見は採用されていない。

採用しない理由は、「債権者ら修文の「1(1)～(4)」は、債権者らの主張の「総論」とも言うべき部分であるが、必ずしも争いがあるわけではなく、原発の特殊

性、深層防護の内容、新規制基準の作成経緯等は前提事実として記載することが考えられるし、争いがある部分は各論の中で扱われているので、項目立てはしなかつた。」と述べられている（令和4年4月26日付「争点項目案【修正版】の送付について」の「(別紙)」の「補足説明」の「1」）。

2 意見

しかし、債権者らの提出した上記修正意見(1)～(4)のうち、少なくとも(1)及び(2)は採用されるべきと考える。以下、理由を述べる。

(1) 貴裁判所は、上記債権者らの修正意見(1)及び(2)について「必ずしも争いがあるわけではなく」と述べる。

しかし、修正意見(1)についてはともかく、修正意見(2)（原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険）については大いに争いがある。

すなわち、債権者らは、原発事故被害の特殊性及び原子力科学技術の特異性に照らして、その安全（深刻な災害を万が一にも起こさないといえる程度の安全）を確保するために、第1から第5の防護レベルで、原発の施設自体はもとより原発敷地外までの広範囲にわたる深層防護が求められており、第1から第5の防護レベルが欠落し又は不十分な場合には、原発の安全が確保されておらず、人格権侵害の具体的危険がある旨を主張している（申立書第5章（26～36頁）。特に重要なのは、ある防護レベルで安全確保対策を講じるにあたって、その前にある防護レベルの安全確保対策の存在を前提とせず（「前段否定」の論理）、また、その後に控えている防護レベルの安全確保対策も前提としないで（「後段否定」の論理）、その防護レベルの安全確保対策だけで当該原発の安全確保が図れるような対策を講じることを求めることが不可欠な要素であることであり、前段否定及び後段否定の論理の徹底が不十分であって各防護レベルが独立して有効に機能するうえで不備がある場合には、原発の再稼働に内在する「危険性」が十分に除去できたとはいはず、高度の安全が確保された

といえないから、人格権侵害の具体的危険の存在も肯定されなければならないと主張している（申立書32頁）。

これに対して債務者は、「深層防護の考え方の基礎となる「前段否定・後段否定」の概念は…安全確保対策を立案・計画するにあたって、…あえて、各々を独立した対策として捉え、前段階の対策は奏功せず、後続の段階の対策には期待できない、との前提を無条件に置くものである」（主張書面（3）7頁）、他方、具体的危険性の有無を判断するにあたっては、「いかなる欠陥に起因して、どのような機序で、債権者らの人格権を侵害するような放射性物質の異常放出等が生じるに至るのかが具体的に示されなければ、具体的危険の存在が認められるべきものではない」（主張書面（3）8頁）などと争っている（主張書面（7）12頁～16頁）。

しかし、債務者の主張は、被害の特殊性を踏まえ、原発事故の原因となる自然災害等を確実に予測できないことを前提に原発の安全を確保しようとする深層防護を蔑ろにするものであって、深層防護を求めるIAEAの安全基準や国内法、さらには「発生確率の大小を判断基準の中心に据え」るリスクの捉え方から、「たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要であるというリスク認識の転換の重要性を説いた、政府事故調査報告書の提言にも反するものである。

やや繰り返しになるが、各防護レベルでどんなに対策を講じても、不定性¹が大きい以上、危険はゼロにならず、その危険を社会として安易に容認することはできない。だからこそ、深層防護という形で、前の防護レベルが失敗して

¹ 科学の不定性には、発生する事象は分かっているがその発生確率が分からない「不確実性」、何らかの事象が発生する確率は分かっているが何が発生するのかが分からない「多様性」、発生事象と発生確率のいずれも分からぬ「無知」の領域が存在する。すべての発生事象が分からぬ以上、人格権侵害の機序（メカニズム）を全て説明し尽くすことは不可能で、福島第一原発事故の「想定外の事象にも対処できるようにする」という教訓に反する。

も次の防護レベルで対処できるようにし、深刻な災害が万が一にも起こらないように備えるのである。このように深層防護を徹底することで、はじめて社会としてその危険を容認できるといえるのであり、それが国際的に標準的な考え方なのである。

以上のとおり、修正意見(2)（原発の運転差止請求に係る人格権侵害の具体的危険）については大いに争いがある。

(2) また、貴裁判所は、上記債権者らの修正意見(1)及び(2)は「争いがある部分は各論の中で扱われているので、項目立てはしなかった。」と述べる。

しかし、上記債権者らの修正意見(1)及び(2)は、原発という施設の安全確保についての考え方であり、各争点の前提になるものである。

すなわち、原発の運転によって債権者らの人格権侵害の具体的危険があるか否かの判断においては、まずは運転差止請求の対象である原発という施設の危険性の特質（修正意見(1)）を考慮し、次に施設の危険性の特質に応じた安全確保の方法（本件では深層防護（特に前段否定、後段否定））を確認し、その安全確保の方法が欠落又は不十分であるか否かを検討し、欠落又は不十分である場合は人格権侵害の具体的危険があると判断する（修正意見(2)）のが論理的な判断である。

これは東海第二原発の運転差止訴訟判決を出した水戸地方裁判所（甲16号証）も同じ判断枠組みを用いている。すなわち、同判決は、要旨次のとおり判示する。

原発は、その事故の被害が特殊で、しかも原発事故が起きた場合には「冷やす」「止める」「閉じ込める」を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的にも異なる特性を持つ。そして、原発事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように生じるかという予測を確実に行うことはできず、いかなる事象が生じたとし

ても、原発から放射性物質が周辺の環境に絶対に放出されることのない安全性を確保することは現在の科学技術水準をもってしても、達成することは困難である。だから、予測の不確実さに対処しつつリスクの顕在化を不正で安全性を確保するための方策として、深層防護の考え方を適用することが有効とされており、IAEAも第1から第5までの深層防護の考え方を採用しており、国内法でも、原子力基本法、原子炉等規制法、設置許可基準規則、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法において、第1から第5の防護レベルによって原発の安全性（住民を被ばくから守る。）を確保することが規定されている。そうすると、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、原発が安全であるということはできない（以上、甲16・254～257頁）。

上記債権者らの修正意見(1)及び(2)は、原発の安全確保についての考え方の内容であり、各論点の前提になるものであって、各論の中で扱うものではない。
(3) 以上から、上記債権者らの修正意見(1)及び(2)を、争点として「争点項目案」に採用すべき旨の意見を述べる。

以上